## (1) 概要

平成 27 年4月から本格施行される子ども・子育て支援新制度では、以下の4つの事業が、市の認可 事業として児童福祉法に位置付けられます。

- ①家庭的保育事業 (定員1~5人)
- ②小規模保育事業 (定員A・B型:6~19人 C型:6~10人)
- ③居宅訪問型保育事業 (定員1人)
- ④事業所内保育事業

これらの事業の人員配置や設備、運営に関する基準を、国が定める基準を踏まえて各市町村が地域の 実情に応じて、条例で定めることとされております。

#### (2) 本市の独自基準案

## 家庭的保育者について

家庭的保育事業、小規模保育事業C型及び居宅訪問型保育事業における「家庭的保育者」について、保育の質を確保するため、「保育士資格を有する」ことを資格要件とします。

# 保育従事者のうち保育士の割合について

小規模保育事業B型及び事業所内保育事業(定員 19 人以下)における「保育士の割合」について、保育の質を確保するため、「3分の2以上」とします。

#### 職員数について

家庭的保育事業における「職員数」について、緊急時に備え、「常時2人以上配置する」こととします。

## 設備について

家庭的保育事業、小規模保育事業及び事業所内保育事業の設備基準について、国基準に加え、「医務室」 及び「沐浴設備」を追加します。

#### 乳児室の面積について

事業所内保育事業(定員 20 人以上)の乳児室の面積について、「1 人 3.3 m²以上」とします。

## 保育時間について

施設又は事業者が、保育時間を定める際には、「市長との協議」を必要とすることとします。

# 経過措置について

食育の推進やアレルギー等へ適切に配慮するため「食事の提供の経過措置」を設けないこととします。 現在本市には、小規模保育事業C型に相当する事業を実施する事業者がいないため、「小規模保育事業 C型の定員の経過措置」を設けないこととします。

## 連携施設の特例措置について

市内に離島、へき地がないため、「連携施設の確保を必要としない特例措置」を設けないこととします。

○ 総則・共通部分 網掛け欄は「従うべき基準」

0	総則・共通部分 網掛け欄に					
	項目	国の基準	本市の基準案			
	基準の 目的	)市町村が条例で定める基準は、利用乳幼児が、明るくて、衛生的な環境において素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員が保育を提供することにより、心身とに健やかに育成されることを保障するものとする。	ŧ			
最適基準	基準の 向上	)市町村長は、児童福祉審議会を設置している場合にあってはその意見を、その他の場合にあっては児童の保護者その他児童福祉に係る当事者の意見を聴き、その監督に属する家庭的保育事業等を行う者に対し、最低基準を超えて、その設備及び運営を向上させるように勧告することができる。	の			
準	基準と 事業者	<ul><li>)市町村は、最低基準を常に向上させるように努めるものとする。</li><li>)家庭的保育事業者等は、最低基準を超えて、常に、その設備及び運営を向上させなければならない。</li><li>)最低基準を超えて、設備を有し、又は運営をしている家庭的保育事業者等においては、最低基準を理由として、その設備又は運営を低下させてはならない。</li></ul>				
	発育所等 の連携	<ul> <li>家庭的保育事業者等は、次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所、幼稚園、は認定こども園を確保しなければならない。ただし、離島その他の地域であって、その著しく困難であると市町村が認める場合は、この限りでない。</li> <li>集団保育を体験させるための機会の設定</li> <li>保育の適切な提供に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援</li> <li>代替保育の提供(家庭的保育事業所等の職員の病気、休暇等により保育を提供することができない場合)</li> <li>保育の提供の終了に際して、受入先の確保</li> </ul>	を本市には離島・ へき地が存在しないため、ただ。			
1	職員の 要件	<ul><li>保育に従事する職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けた者でなければならない。</li><li>職員は、常に自己研鑽に励み、法に定めるそれぞれの事業の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。</li><li>家庭的保育事業者等は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。</li></ul>	5			
	食事の提供	<ul> <li>利用乳幼児に食事を提供するときは、家庭的保育事業所等内で調理する方法により行わなければならない。</li> <li>献立は、できる限り、変化に富み、利用乳幼児の健全な発育に必要な栄養量を含有するものでなければならない。</li> <li>食品の種類及び調理方法について栄養並びに利用乳幼児の身体的状況及び嗜なを考慮したものでなければならない。</li> <li>あらかじめ作成された献立に従つて行わなければならない。</li> <li>健康な生活の基本としての食を営む力の育成に努めなければならない。</li> </ul>	289			
食事	外部入 の 特例	所には離島・ には離れていたが、場にがが、 はでで、 はでで、 はでで、 はで、 はで、 はで、 はで、 はで、 はで、				
優	建康診断	<ul><li>&gt; 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児に対し、利用開始時の健康診断、少なくとも年に2回の定期健康診断及び臨時の健康診断を行わなければならない。</li><li>&gt; 職員の健康診断に当たっては、特に利用乳幼児の食事を調理する者につき、綿密な注意を払わなければならない。</li></ul>				
伢	育時間	〇 保育時間は、一日につき八時間を原則とし、乳幼児の保護者の労働時間その他家庭の状況等を考慮して、家庭的保育事業者等が定めるものとする。	保育時間を設定 する際は「市長 との協議」を必 要とする			

○ 家庭的保育事業【定員:5人以下】

網掛け欄は「従うべき基準」

Ĭ	項目	国の基準	本市の
		家庭的保育事業	基準案
設備	保育室等	乳幼児の保育を行う専用の部屋 9.9㎡以上 ※3人を超えて保育を行う場合は、乳幼児1人につき3.3㎡を追加	国の基準 どおり
	屋外 遊戯場	幼児の屋外における遊戯等に適した広さの庭(付近の代替地の利用可) 【満2歳以上児】3.3㎡以上/人	
	その他	<u>○調理設備</u> ○便所 ○火災報知器及び消火器	国の基準に加え、「医務室」及び「沐浴設備」を加える
職員	配置する職員	家庭的保育者(+家庭的保育補助者)、嘱託医、調理員  ※ 家庭的保育者は市町村長が行う研修を修了した保育士、保育士と同等以上の知識及び経験を有すると認められる者  ※ 家庭的保育補助者は市町村長が行う研修を修了した者  ※ 調理業務を全部委任する場合、搬入施設から食事を搬入する場合は、調理員を置かないことができる	保育の質を確保するため、家庭的保育者は市長が行う研修を修了した保育士に限定する
	職員数	3:1(家庭的保育補助者を置く場合は5:2)	緊急時における 安全管理とし て、職員は常に 2人以上置くこと とする

○ 小規模保育事業(A型·B型)【定員:6~19人】

網掛け欄は「従うべき基準」

	項目	<u> </u>	本市の	
	切口	A型(分園型)	B型(中間型)	基準案
設	保育室 等	【満2歳未満児】 乳児室又はほふく室 3 【満2歳以上児】 保育室又は遊戯室 1		
	屋外 遊戯場	屋外遊戯場(付近の代替地の利用可) 【満2歳以上児】 3.3㎡以上/人	国の基準 どおり	
備	耐火 基準	保育所に準じた耐火設備		
	その他	<u>〇調理設備</u> <u>〇便所</u>	国の基準に加え、「医務室」及び「沐浴設備」を加える	
職員		保育士、嘱託医、調理員	保育士、保育従事者、嘱託医、調理員	
		※ 調理業務を全部委託する場合、搬入が 設から食事を搬入する場合は、調理員 を置かないことができる		国の基準 どおり
			※ 調理業務を全部委託する場合、搬入 施設から食事を搬入する場合は、調 理員を置かないことができる	
		【乳児】3:1 【1·2歳児】6:1 【3歳児】2	0:1 【4歳以上児】30:1 +1名	
	職員数	※ 当該事業所に勤務する保健師又は看 護師を、1人に限り保育士とみなすこと ができる		保育の質を確保 するため、B型 の保育士の割 合は2/3以上と
			※ 当該事業所に勤務する保健師又は 看護師を、1人に限り保育士とみなす ことができる	する

0	小規模係	<b>視模保育事業(C型)【定員:6~10人】</b> 網掛け欄は				
	項目	国の基準 C型(グループ型)	本市の 基準案			
		【満2歳未満児】 乳児室又はほふく室 3.3㎡以上/人 【満2歳以上児】 保育室又は遊戯室 1.98㎡以上/人				
設備		屋外遊戯場(付近の代替地の利用可) 【満2歳以上児】 3.3㎡以上/人	国の基準 どおり			
備	耐火基準	保育所に準じた耐火設備				
	その他	○調理設備  ○便所	国の基準に加え、「医務室」及び「沐浴設備」を加える			
職員	配置する職員	家庭的保育者(+家庭的保育補助者)、嘱託医、調理員  ※ 家庭的保育者は市町村長が行う研修を修了した保育士、保育士と同等以上の知識及び経験を有すると認められる者  ※ 家庭的保育補助者は市町村長が行う研修を修了した者  ※ 調理業務を全部委任する場合、搬入施設から食事を搬入する場合は、調理員を置かないことができる	保育の質を確保するため、家庭的保育者は市長が行う研修を修了した保育士に限定する			
	職員数	<u>3:1(家庭的保育補助者を置く場合は5:2)</u>	国の基準 どおり			

(	) 居宅訪問	<b>引型保育事業</b> 網掛け欄	は「従うべき基準」
	項目	国の基準 居宅訪問型事業	本市の 基準案
	呆育の内容	障害、疾病等の程度を勘案して集団保育が著しく困難であると認められる乳幼児に対 する保育 など	国の基準 どおり
	配置する職員	家庭的保育者  ※ 家庭的保育者は市町村長が行う研修を修了した保育士、保育士と同等以上の知識 及び経験を有すると認められる者	保育の質を確保するため、家庭的保育者は市長が行う研修を修了した保育士に限定する
	職員数	1:1	国の基準
	連携施設	障害児入所施設等を適切に確保しなければならない	どおり

0							は「従うべき基準」
	項目 定員20人以上(保育所型)			)基準 定員19人以下(小規模型)		_ 本市の 基準案	
		事業所内保育事業を行 乳幼児数以上の定員枠	(地域枠)を設けなり	ければならない。			
	间用定員	利用定員数	地域枠の定員	利用定員領	数 ———	地域枠の定員	
Ŧ		1~5人	1人	26~30人	<u> </u>	7人	
		6•7人	2人	31~40人		10人	国の基準
	3713.C.S.	8~10人	3人	41~50人	•	12人	どおり
		11~15人	4人	51~60人	•	15人	
		16~20人	5人	61~70人	•	20人	
		21~25人	6人	71人~		20人	
	保育室等	【満2歳未満児】 <u>乳児室1.65㎡/人</u> ほふ 【満2歳以上児】 保育室又は遊戯室 1.	〈室 3.3㎡以上/人 98㎡以上/人	【満2歳未満児 乳児室又はほえ 【満2歳以上児 保育室又は遊戯	。 S、〈室 】	3.3㎡以上/人 1.98㎡以上/人	保育所型の場合においても、 他事業と同様、 乳児室又はほ ふく室を3.3㎡以上とする。
設備	屋外遊戯場	屋外遊戯場(付近の代替地の利用可) 【満2歳以上児】 3.3㎡以上/人					国の基準
	耐火 基準	保育所に準じた耐火設備					どおり
	その他	<u>○調理室</u> ○ <u>医務室</u>	〇 <u>便所</u>	○ <u>調理設備</u> ○ <u>便所</u>		国の基準に加え、「医務室」及び「沐浴設備」を加える	
	配置する職員	保育士、嘱託医、調理員	į	保育士、保育従	善者、	嘱託医、調理員	
		※ 調理業務を全部委託 設から食事を搬入す を置かないことができ	る場合は、調理員	修了した者 ※ 調理業務 施設から1	皆 を全部 食事を持	町村長が行う研修を 委託する場合、搬入 般入する場合は、調	どおり
職員	職員数	【乳児】3:1 【1・2歳児】6:1 【3歳児】20:1 【4歳児以上】30:1 ※ 保育士の数は、1つの保育事業所につ					保育の質を確保 するため、小規 模型の保育士 の割合は2/3以
		き、2人を下回ること ※ 当該事業所に勤務す 護師を、1人に限り係 ができる	る保健師又は看		所に勤 . 1人に	<u>○</u> 務する保健師又は :限り保育士とみなす	上とする

O **附則** 網掛け欄は「従うべき基準」

<u>〇 附則</u>				
項目	国の基準	本市の基準案		
食事提供の 経過措置	この省令の施行の日の前日において事業を行う者が、施行日後に家庭的保育事業等の認可を得た場合においては、この省令の施行の日から起算して5年を経過する日までの間は、食事の提供、調理設備の設置及び調理員の配置は求めないことができる。	食事提供に関す る経過措置を設け ない		
連携施設の 経過措置	家庭的保育事業者等は、連携施設の確保が著しく困難であって、適切な支援を行うことができると市町村が認める場合は、この省令の施行の日から起算して5年を経過する日までの間、連携施設の確保をしないことができる。	国の基準 どおり		
利用定員の 経過措置	小規模保育事業C型にあっては、この省令の施行の日から起算して5年を経過する日までの間、その利用定員を6人以上15人以下とすることができる。	利用定員に関す る経過措置を設け ない		